

令和8年度、9年度、10年度における支援船等の定期検査、年次検査及び中間修理における検査・修理・改造並びに臨時修理に係る契約希望者募集要項

令和8年度、9年度、10年度における支援船等の定期検査、年次検査及び中間修理における検査・修理・改造並びに臨時修理に係る契約について、公募を実施しますので参加希望者は下記に基づき資料等を提出して下さい。

(公募実施権者)

分任支出負担行為担当官

海上自衛隊呉地方総監部経理部長

記

1 調達品目等

令和8年度、9年度、10年度の支援船等の定期検査、年次検査及び中間修理における検査・修理・改造並びに臨時修理に係る契約

なお、調達予定品目については別表第1及び別表第2のとおり。

2 公募に参加できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和7年・8年・9年度競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」の競争参加資格を有すること又は競争参加資格(全省庁統一資格)が更新された場合は、更新された競争参加資格(全省庁統一資格)においても同資格を有すること又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等であること。
(4) 防衛省から取引停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められ、適正な契約の履行が確保される者であること。
(6) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。

- (7) 別表第1及び別表第2に掲げる支援船の検査・修理実績又は能力を有し、不具合発生時、迅速かつ継続的に対応可能であること。
- (8) 呉警備区内に造船所を有するもので、かつ、別表第1番号21、22の支援船及び別表第2を除き、所属部隊所在地から履行場所まで半日以内で回航できること。
- (9) 船体のほかに搭載武器等装備品に関し、次の各号が実施できること。
- ア 工程等各種管理
 - イ 陸揚げ、搭載、調査、点検、修理、調整等（付帯工事を含む。）
 - ウ 船体等及び武器相互間の接続工事等
- (10) 当該支援船等の検査・修理に必要な次の設備又は同等の設備を有すること。
- ア 上架又は入渠が可能な設備
 - イ クレーン等の工作設備
 - ウ 係留岸壁
 - エ 陸送を必要とする支援船等についての架台
 - オ 専用の修理架台（別表第1番号27～30）
 - カ 支援船搭載装備品等の役務に関する工場又は協力会社
 - キ 資材倉庫（官給品保管庫、陸揚げ補給物品保管庫等）
 - ク 所要の乗員を収容可能な陸上施設（陸上事務所、ドックハウス等）
 - ケ 保全管理が可能な設備
 - コ 完成検査において必要とされる設備又は協力会社
- (11) 当該支援船等の検査・修理に必要な次の要件に合致する技術者を所要数従事させるか、遅滞なく協力会社の支援を得られる体制を有すること。
- ア 管理部門
安全、工程管理、品質保証、重量管理、保全に関する能力
 - イ 設計部門
日本工業規格、防衛省船舶設計基準、自衛艦工作基準等に精通し、搭載装備品の運用について、十分理解した上での設計能力を有すること。
 - ウ 修繕部門
日本工業規格及び自衛艦工作基準等に基づき工作できること。
- (12) 秘密保全
秘密を取り扱う場合は、秘密を取り扱う関係者については、秘密保全上支障のないことを当該応募者が確認した者を充てることができること。
- (13) 下請業者への一部業務委託
当該支援船等の修理の一部を下請企業に委託する場合は、委託させる業者に応じて、本項（7）から（12）の項目を満たすことを証明できること。

3 参加表明書及び技術資料の提出

(1) 応募する者は、別紙様式に示す「参加表明書」及び次に掲げる資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、過去5年以内に呉地方総監部経理部長に提出した同一の公募内容における技術資料と、本年度の技術資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで技術資料の提出を省略することができる。

ア 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

イ 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

ウ 予決令第71条の規定に該当しないこと及び日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し、又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約する書類

エ 過去5年間の官公庁の契約実績（実績がない場合は省略可）

オ 前項に規定する設備及び体制等に関し証明できる書類（下請業者を含む。）

(ア) 安全管理及び衛生管理体制が明記された資料

(イ) 品質管理及び工程管理体制が明記された資料

(ウ) 所有している設備機材一覧及び同器材の検査証明書等

(エ) 溶接技能等、契約履行に当たり必要な技術に関する公的機関からの資格証明

(オ) 役務行為に必要な資材等の保管場所及び官給品等の保管場所についての資料

(カ) 別紙第1番号21、22の支援船に応募する場合、ドックハウス等の配置図（居住設備、収容可能人数）

ウ 下請企業又は協力会社に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表（委託する業務によっては、前項に規定する設備及び体制等に関し証明できる書類）

(2) 提出先

海上自衛隊呉地方総監部経理部契約課審査係

〒737-8554

広島県呉市幸町8番1号

0823-22-5511（内線2254）

(3) 提出期間

令和8年1月22日（木）～令和8年2月24日（火）

なお、新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

また、募集期間内であっても、当該公募に係る調達が終了していることがある。

(4) 提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする。

(5) 提出部数

参加表明書2部、技術資料2部

4 技術資料の審査

(1) 技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊・機関の担当者から提出資料について説明を求められた場合には協力しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。

(2) 技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊・機関の担当者から検査・修理設備及び体制等の調査のために協力依頼があった場合には、当該工場等への立入を含め、調査に協力しなければならない。

5 応募者に対する審査結果の通知

公募実施権者は、資格審査結果及び技術審査結果を、応募者に対し通知する。

6 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知書を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓 口

参加表明書を提出した部隊等の窓口

イ 時 間

直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする

(2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

(3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

7 応募に当たっての留意事項

(1) 応募者は、応募に当たり、本号について同意した上で応募するものとする。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者は、契約相手方としない。

イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

- エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
 - オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。
 - カ 提出資料は、他の目的に使用しない。
 - キ 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。
 - ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。
- (2) 資料等の提出にあたっては、製本等、過剰な編み綴りは不要とする。
- (3) 別表第1及び別表第2は、除籍・転籍その他の事由により適宜の時期に変更を行うことがある。

1 支援船

番号	種別	記号	所属	排水量 (ton)	船質	船体寸法 (単位: m) (全長×幅×深さ×喫水)	推進方式	種類			
								定検	年検	中修等	
1	えい船	YT	呉警	260	鋼	31.0 × 8.6 × 3.6 × 2.7 (28.4 × 8.6 × 3.5 × 2.5)	固定翼	○	○	○	
2				260	鋼	28.4 × 8.6 × 3.5 × 2.5	全旋回式	○	○	○	
3				50	鋼	17.0 × 4.8 × 2.4 × 1.2	全旋回式	○	○	○	
4	水船	YW	佐伯	310	鋼	37.7 × 6.8 × 3.6 × 2.7	固定翼	○	○	○	
5			呉警	310	鋼	37.7 × 6.8 × 3.6 × 2.7	固定翼	○	○	○	
6	油船	YO	呉警	490	鋼	46.5 × 7.8 × 3.8 × 2.9	固定翼	○	○	○	
7		YG		270	鋼	37.7 × 6.8 × 3.6 × 2.6	固定翼	○	○	○	
8	運貨船	YL	呉警	50	鋼	27.0 × 6.8 × 3.6 × 1.0	固定翼	○	○	○	
9				200	鋼	34.0 × 13.0 × 2.5 × 0.92		○	○	○	
10	交通船	YF	呉警	15.3	FRP	15.0 × 4.2 × 2.0 × 0.7	固定翼	○	○	○	
11				30	FRP	22.5 × 5.1 × 2.2 × 0.9	固定翼	○	○	○	
12				25	鋼	17.0 × 4.3 × 2.2 × 0.7	固定翼	○	○	○	
13				50	鋼	19.8 × 5.4 × 2.3 × 0.7	ウォーター ジェット	○	○	○	
14			1術校	1	15.3	鋼	15.0 × 4.2 × 2.0 × 0.7	固定翼	○	○	○
15					25	鋼	17.0 × 4.3 × 2.2 × 0.7	固定翼	○	○	○
16					12	FRP	15.0 × 4.2 × 1.6 × 0.6	固定翼	○	○	○
17			佐伯	12	FRP	15.0 × 4.2 × 1.6 × 0.6	固定翼	○	○	○	
18			24空	6	FRP	11.0 × 3.2 × 1.5 × 0.5	固定翼	○	○	○	
19			岩国	5.3	FRP	11.0 × 3.2 × 1.5 × 0.5	固定翼	○	○	○	

番号	種別	記号	所属	排水量 (ton)	船質	船体寸法 (単位: m) (全長×幅×深さ×喫水)	推進方式	種類		
								定検	年検	中修等
20	廃油船	Y B	呉警	100	鋼	17.0 × 5.2 × 2.5 × 2.0		○	○	○
21	水中処分母船	Y D T	呉警	300	鋼	46.0 × 8.6 × 4.0 × 2.2	固定翼	○	○	○
22	練習船	Y T E	1術校	170	鋼	35.3 × 7.4 × 3.5 × 1.7	固定翼	○	○	○
23	設標・救難船	Y R	岩空基	60	鋼	25.0 × 5.5 × 3.0 × 1.2	固定翼	○	○	○
24	機動船	B	1術校	0.9	FRP	5.14 × 2.03 × 0.98 (5.55 × 2.38 × 1.15)	船内外機	○	○	○
25				2.1	FRP	6.03 × 2.27 × 1.29	船内外機	○	○	○
26				5	FRP	10.7 × 2.99 × 1.75 × 0.5	船内外機	○	○	○
27	特別機動船	S B	特警隊	1.75	FRP+ ゴム	7.24 × 2.743 × H1.778	船内外機	○	○	○
28				5.9	FRP+ ゴム	11.7 × 3.2 × H3.7	船外機	○	○	○
29			呉警	1.75	FRP+ ゴム	7.24 × 2.743 × H1.778	船内外機	○	○	○
30				1.9	FRP+ ゴム	7.45 × 2.85 × H1.2	船内外機	○	○	○
31			他警備区	1.75	FRP+ ゴム	7.24 × 2.743 × H1.778	船内外機			○
32				1.9	FRP+ ゴム	7.45 × 2.85 × H1.2	船内外機			○
33				5.9	FRP+ ゴム	11.7 × 3.2 × H3.7	船外機			○
34	カッター	C	呉教	1.5	FRP	9.0 × 2.5 × 0.8 × 0.4			○	○
35			1術校	1.5	FRP	9.0 × 2.5 × 0.8 × 0.4			○	○
36	伝馬船	T	1術校	0.31	FRP	5.79 × 1.65 × 0.64			○	○
37	ヨット	Y	候校	1.97	FRP	7.98 × 2.78 × 1.41 × 1.55	固定翼		○	○
38				1.74	FRP	7.94 × 2.74 × 1.53	固定翼		○	○
39	油槽船	Y O T	呉警	4900	鋼	105.0 × 16.0 × 8.8 × 6.4	固定翼	○	○	○

- 備考： 1 各船個別調達要求において、仕様書に「入渠」又は「上架」と記載されているものは、造船所の設備能力による。
- 2 番号26～38の船について、造船所への回航は受注者手配によるものとする。
- 3 中修等の区分には、定検・年検に含まれない修理及び改造を含む。
- 4 特別機動船の船体寸法は全長×幅×喫水で表示し、伝馬船、機動船及びヨットは全長×幅×深さで表示する。
- 5 番号31～33については、修理時に必要であれば番号27～30の専用架台を使用する。

2 自衛艦搭載艇

番号	搭載艇種別	排水量 (ton)	船質	船体寸法 (単位：m) (全長×幅×深さ×喫水)	推進方式	種類		
						定検	年検	中修等
1	11m作業艇	8.405	FRP	11.00 × 3.20 × 1.50 × 0.60	固定翼			○
2	7.9m内火艇	4.23	FRP	7.90 × 2.23 × 1.00 × 0.54	固定翼			○
3	将官艇	14	FRP	13.00 × 3.50 × 1.60 × 0.70	固定翼			○
4	4.9m 複合型作業艇	(質量) 410kg	FRP	4.90 × 1.95 × 0.75	固定翼			○
5	7.5m 複合型作業艇	(質量) 2,199kg	FRP	7.45 × 2.85 × 0.75	固定翼			○

備考：1 中修等の区分には、定検・年検に含まれない修理及び改造を含む。

2 造船所への回航は受注者手配によるものとする。

3 官側の都合により要求しない場合がある。

(記入例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

海上自衛隊呉地方総監部経理部長 殿

(株)〇〇〇〇
代表取締役社長 〇〇 〇〇 印



参 加 表 明 書

標記について、下記のとおり応募します。

記

1 支援船

番号	支援船名	応募区分			備 考
		定検	年検	中修等	
□	△△△△△△	○	○	○	

関連文書：呉監公示第 一 号 (令和7年 月 日)

- 添付書類：1 資格審査結果通知書 (全省庁統一資格の写し)
2 令和〇年〇月期有価証券報告書及び監査報告書
3 技術資料一式